

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊 藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 令和8年度ハイドラント設備点検及び整備
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和8年9月11日（金）11時30分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。（FAX可）
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、 令和8年9月9日（水）必着。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話（053）472-1111 内線 7042 F A X （053）472-7735

担当：神田

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 工事関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んで是不なる。

なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 8 年 8 月 5 日
	仕様書番号	施設役務 8 - 6 5

1 件名
令和 8 年度ハイドラント設備等点検及び整備

2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における令和 8 年度ハイドラント設備等点検及び整備について適用する。
なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。

3 履行場所
航空自衛隊浜松基地（別図のとおり。）

4 履行期間（期限）
令和 9 年 3 月 3 1 日

5 役務内容

(1) 本役務は、ハイドラント設備等の点検及び整備を実施するものである。

(2) 点検及び整備の内容（細部は、別表第 1 のとおり。）

ア ハイドラントバルブ整備

(ア) 既設バルブを取り外し、官給品のバルブを取り付ける。

(イ) 取り外した既設バルブは、整備を行った後、監督官の指定する場所に搬入する。

イ 自動制御弁類

(ア) ノンサージチャッキ弁の点検及び整備

(イ) フィルターセパレーター一定流量弁の点検

(ウ) 圧力制御弁の点検

(エ) 背圧制御弁の整備

ウ 電動ゲート弁の点検

エ ポンプ類

(ア) 受入ポンプの点検

(イ) 払出ポンプの点検

(ウ) 集水ポンプの点検

(エ) ドレンポンプの点検

オ 埋設配管

(ア) 電気防食設備の点検

(イ) 絶縁フランジの整備（火花ギャップ交換）

(3) 点検及び整備の対象は、別表第 2 のとおり。

(4) 点検及び整備の数量は、別表第 3 のとおり。

(5) 交換する部品については、別表第 4 のとおり。

(6) 各機器点検及び整備を実施後、点検・整備報告書を提出する。

(7) その他

ア 整備における交換部品等は、製造会社指定品又は同等以上の新品とする。

イ 点検及び整備の方法は、製造会社の作業手順書の方法により行う。

6 検査等

(1) 部分使用確認

履行目的物の全部または一部の完了前に、工事等完成（完了）前使用申請があった場合は、主任監督官（幹部）による、一時使用についての部分使用確認を受ける。

なお、完了検査前の一時使用期間に、発注者側の過失による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(2) 完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

- (ア) 特記仕様書及び図に示す作業が完了していること。
 (イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。
 (ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。
 (エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。
 イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

7 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業開始14日前まで	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書	その都度	2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書	契約後7日以内	1	任意
6	●	工程表	契約後14日以内	1	
7	●	作業計画書		1	
8	●	使用材料納品書又は出荷証明書	材料検査時	1	
9	※	打合せ書	その都度	1	定型
10	●	発生材報告及び発生材調書	最終材料計測後7日以内	1	
11		産業廃棄物管理票（A, B 2, D及びE票）の写し	完了通知書提出前	1	任意
12	●	役務写真	作業完了後14日以内	1	
13	●	完成（完了）通知書	完了後	1	定型
14		時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火気使用申請書	作業開始14日前まで	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	点検・整備作業報告書	完了通知書 提出前	2	任意
2	受領書	物品受け渡 し時	1	定型
3	引渡書		1	

別表第1

点検及び整備内容

1 ハイドラントバルブ

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
ハイドラ ントバル ブ	整備	1	既設バルブ取外し	ボルト、ナット及びガス ケットは、新品と交換	各ハイド ラントピ ット毎に 行う。
		2	官給品バルブ取付け		
		3	漏洩及び給油確認	異常の有無	
		4	分解及び組立て	シール、オーリング、ポ ペット及びスクリューは 新品と交換	整備後、 監督官の 指定する 場所に搬 入する。
		5	消耗品交換		
		6	加圧点検及び作動試験		

2 自動制御弁類

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
ノンサー ジチャッ キ弁	点検	1	流量調整機能	1,000±50GPM(南POL)	作動状態 及び測定 結果によ り調整を 行う。
				1,600±80L/min(西POL)	
				670L/min以上(東POL)	
フィルタ ーセパレ ーター定 流量弁	点検	2	開速度調整機能	開動作開始時間30s以内	
		3	外観点検	漏洩、緩みの有無	
		1	流量調整機能	950±50GPM	
		2	閉速度調整機能	全閉時間30s以内	
		3	開速度調整機能	開動作開始時間30s以内	
		4	分離水自動排出機能	機能確認	
		5	緊急遮断機能	機能確認	
	整備	6	外観点検	漏洩、緩みの有無	
		1	部品交換	内部及び外部部品	
圧力制御 弁	点検	2	漏洩確認及び試運転調整	点検項目1～6の実施	
		1	圧力調整機能	保持圧力7.5±0.5kgf/cm ²	作動状態 及び測定 結果によ り調整を 行う。
		2	閉速度調整機能	全閉時間30s以内	
		3	機能確認	動作の良否	
		4	開速度調整機能	開動作開始時間30s以内	
背圧制御 弁	整備	5	外観確認	漏洩、緩みの有無	
		1	部品交換	内部及び外部部品	
		2	電磁弁機能	動作の良否	
		3	背圧調整機能	調整圧力9.0±0.5kgf/cm ²	

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
背圧制御弁	整備	4	逆流防止機能	全閉時間30s以内	作動状態及び測定結果により調整を行う。
		5	開速度調整機能	開動作開始時間30s以内	
		6	外観点検	漏洩、緩みの有無	

3 電動ゲート弁

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
電動ゲート弁	点検	1	消耗品交換	カバーオーリング交換	作動状態及び測定結果により調整を行う。
		2	外観及び内部目視点検	異常の有無	
		3	電動機のシーケンスチェック	絶縁、相間抵抗値測定	
		4	ドライブスリーブ摩耗測定	手動操作による測定	
		5	開閉作動確認（手元及び遠隔）	開閉リミット位置確認、作動電流、時間測定	

4 ポンプ類

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
ポンプ類	点検	1	外観点検	異常の有無	
		2	異常振動、軸振れ点検	振動速度評価基準 (JIS B0906)	
		3	運転電流確認（吐出圧力及び流量データ確認含む。）	19.8A（受入ポンプ）	
				183A（払出ポンプ）	
				20A（集水ポンプ）	
				8.7A（ドレンポンプ）	

5 埋設配管

名 称	区分	番号	項 目	内容又は基準	備 考
電気防食設備	点検	1	管対地電位測定	管対地電位 $\leq$ -850mV	
		2	陽極電流測定	計測値 $\leq$ 設計電流値 (mA)	
絶縁フランジ	整備	/	火花ギャップ交換	既設品（コスモシステム EXFSL200）1 個の交換	

別表第2

点検及び整備対象

1 ハイドラントバルブ

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区 分	備 考
ハイドラ ントバルブ	29070	EATON	60554VM1	ハイドラ ントピッ トNo. 1	取付け	官給品
	33835		60554VM1		取外し及 び整備	既設バルブ
	34460		60554VM1	ハイドラ ントピッ トNo. 2	取付け	官給品
	27683		60554VM		取外し及 び整備	既設バルブ

2 自動制御弁類

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区 分	備 考
ノンサージ チャッキ弁	PU-201	和興フィル タテクノロ ジー	40-30AGS (8B)	南POL	点検	
	PU-202				点検	
	PU-203				整備	
	PU-204				点検	
	A-2No. 1		40-30AGS (4B)	東POL	点検	
	A-2No. 2				点検	
	B-1No. 1			西POL	点検	
	B-1No. 2				整備	
	B-2No. 1				点検	
	B-2No. 2				点検	
フィルターセパレー ター定流量弁	FS-201		40-27ACGS (6B) C FF21-H2+100AF	南POL	点検	自動排水弁 を含む。
	FS-202				点検	
圧力制御弁	PCV-201		58D-47ACGS (2B)		点検	
背圧制御弁	PCV-301		59AF-9 (6B)		整備	

3 電動ゲート弁

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区 分	備 考
電動ゲート 弁	MV-101	島津産機シ ステムズ	SP-2-16A	南 P O L	点検	
	MV-102				点検	
	MV-201				点検	
	MV-202		SP-2-16A		点検	
	MV-203		SP-2-11A		点検	
	MV-204				点検	
	MV-301		SP-2-16A		点検	
	MV-303				点検	
	MV-304				点検	
					点検	

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区分	備 考
電動ゲート弁	MV-305	島津産機システムズ	SP-2-16A	南POL	点検	
	MV-306				点検	

4 ポンプ類

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区 分	備 考
受入ポンプ	PU-101	日本フロー サーブ	4CNEC-74	南POL	点検	
	PU-102				点検	
払出ポンプ	PU-201		15L-110-5		点検	
	PU-202				点検	
	PU-203				点検	
	PU-204				点検	
集水ポンプ	PU-301		8L-12-2		点検	
	PU-302				点検	
ドレンポンプ	FP-101		2CNEJD-84		点検	

5 埋設配管

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区分	備 考
電気防食設備	No. 1	ナカボーテック	A-42M100B型	南POL	点検	
	No. 2				点検	
	No. 3			南POL ～ハイドラント ピット埋設管	点検	
	No. 4				点検	
	No. 5				点検	
	No. 6			東POL	点検	
	No. 7				点検	
	No. 8			東POL ～西POL埋設管	点検	
	No. 9				点検	
	No. 10				点検	
	No. 11				点検	
	No. 12				点検	
	No. 13				点検	
	No. 14				点検	
	No. 15				点検	
	No. 16				点検	
	No. 17			東POL ～西POL埋設管	点検	
	No. 18				点検	
	No. 19				点検	
	No. 20				点検	

名 称	管理番号	製造会社等	型 式	場 所	区 分	備 考
電気防食設備	No. 21	ナカボーテック	A-42M100B型	西POL	点検	
	No. 22				点検	
	No. 23		5-S型	東POL	点検	
	No. 24				点検	
	No. 25				点検	
絶縁フランジ				西POL	整備	

別表第3

点検及び整備数量

1 ハイドラントバルブ

名 称	項 目	数量	単位	備 考
ハイドラントバルブ	取外し及び取付け	2	台	ハイドラントピット (No. 1、No. 2)
	整備	2	台	

2 自動制御弁類

名 称	項 目	数量	単位	備 考
ノンサージチャッキ弁	点検 (型式40-30AGS (8B))	3	台	南POL
	整備 (型式40-30AGS (8B))	1	台	
	点検 (型式40-30AGS (4B))	5	台	東、西POL
	整備 (型式40-30AGS (4B))	1	台	
フィルターセパレータ一定流量弁	点検 (型式40-27ACGS (6B) CFF21-H2+100AF)	2	台	南POL
圧力制御弁	点検 (型式58D-47ACGS (2B))	1	台	
背圧制御弁	整備 (型式59AF-9 (6B))	1	台	

3 電動ゲート弁

名 称	項 目	数量	単位	備 考
電動ゲート弁	点検 (型式SP-2-16A)	9	台	南POL
	点検 (型式SP-2-11A)	2	台	

4 ポンプ類

名 称	項 目	数量	単位	備 考
ポンプ類	受入ポンプ点検	2	台	南POL
	払出ポンプ点検	4	台	
	集水ポンプ点検	2	台	
	ドレンポンプ点検	1	台	

5 埋設配管

名 称	項 目	数量	単位	備 考
電気防食設備	点検	25	箇所	No. 1～No. 25
絶縁フランジ	整備	1	箇所	西POL

別表第4

交換部品一覧表

1 ハイドラントバルブ

名 称	規格等	数量	単位
ボルト・ナット・ガスケット	ハイドラントバルブ 交換用	2	組

2 ノンサージチャッキ弁 (型式40-30AGS (8B))

名 称	規格等	数量	単位
メンテナンスキット		1	式
六角ナット		1	組
スタッドボルト		1	組
スペースワッシャ		1	組
差圧コントロール	CDHS2B	1	個
インジケータ	X101D	1	個
開速度調整弁	CV	1	個
イジェクタ	X47A	1	個
チェック弁	NPT1/2 81-01	1	個
チェック弁	NPT3/8 81-01	1	個
ストレーナ	X46A	1	個
ボールバルブ	NPT1/4	2	個
ボールバルブ	NPT3/8	2	個
ボールバルブ	NPT1/2	1	個
ボールバルブ	NPT3/4	1	個
配管、接手類	φ 6.35～φ 9.52	1	式

3 ノンサージチャッキ弁 (型式40-30AGS (4B))

名 称	規格等	数量	単位
メンテナンスキット		1	式
六角ボルト		1	組
スペースワッシャ		1	組
差圧コントロール	CDHS2B	1	個
インジケータ	X101D	1	個
開速度調整弁	CV	1	個

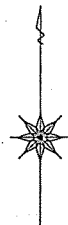
名 称	規格等	数量	単位
イジェクタ	X47A	1	個
チェック弁	NPT1/2	1	個
チェック弁	NPT3/8	1	個
ストレーナ	X46A	1	個
ボールバルブ	NPT3/8	2	個
ボールバルブ	NPT1/4	2	個
ボールバルブ	NPT1/2	1	個
配管、接手類	φ 6.35～φ 9.52	1	式

4 背圧制御弁 (59AF-9(6B))

名 称	規格等	数量	単位
メンテナンスキット		1	式
六角ボルト		1	組
スペースワッシャ		1	組
リストリクション	X58C	1	個
圧力逃し弁	CRL5A	1	個
ハイトロール弁	100-01	1	個
インジケータ	X101D	1	個
開速度調整弁	CV	1	個
チェック弁	NPT3/4	1	個
チェック弁	NPT3/8	1	個
ストレーナ	X46A	1	個
ボールバルブ	NPT3/8	3	個
ボールバルブ	NPT1/2	1	個
ボールバルブ	NPT3/4	1	個
配管、接手類	φ 6.35～φ 9.52	1	式

5 埋設配管

名 称	規格等	数量	単位
火花ギャップ	EXFS L200	1	個



西POL

- ・ノンサージチャッキ弁（型式40-30AGS(4B)）点検×3台・
- ・ノンサージチャッキ弁（型式40-30AGS(4B)）整備×1台・
- ・電気防食設備点検×2箇所（No. 21、No. 22）・
- ・絶縁フランジ整備×1箇所

打合せ場所：00455

北門

東POL～西POL埋設管

- ・電気防食設備点検×6箇所（No. 15～No. 20）・

ハイドラントピット（No. 1、No. 2）

- ・ハイドラントバルブ取外し及び取付け×2台・
- ・ハイドラントバルブ整備×2台・

南POL～ハイドラントピット埋設管

- ・電気防食設備点検×4箇所（No. 3～No. 6）・

南POL

- ・ノンサージチャッキ弁（型式40-30AGS(8B)）整備×1台・
- ・ノンサージチャッキ弁（型式40-30AGS(8B)）点検×3台・
- ・フィルターセパレーター一定流量弁点検×2台・
- ・圧力制御弁点検×1台・
- ・背圧制御弁整備×1台・
- ・電動ゲート弁点検（型式SP-2-16A）×9台・
- ・電動ゲート弁点検（型式SP-2-11A）×2台・
- ・受入ポンプ点検×2台・
- ・払出ポンプ点検×4台・
- ・集水ポンプ点検×2台・
- ・ドレンポンプ点検×1台・
- ・電気防食設備点検×2箇所（No. 1、No. 2）・

正門

東POL

- ・ノンサージチャッキ弁（型式40-30AGS(4B)）点検×2台・
- ・電気防食設備点検×5箇所（No. 7、No. 8、No. 23～No. 25）・

東POL～西POL埋設管

- ・電気防食設備点検×6箇所（No. 9～No. 14）・

関係者以外複製禁止

履行場所配置図